

2011年12月14日

提言書

官公需事業に関する独占禁止法遵守のための
コンプライアンス体制検証提言委員会

目次

I	本委員会の設置の経緯及び目的等.....	3
1	本委員会の設置の経緯.....	3
2	本委員会の構成	4
3	本委員会の目的	4
II	本委員会における調査の方法及び審議の状況.....	5
1	調査の方法	5
2	審議の状況	5
III	住友重機械におけるコンプライアンス体制の検証.....	5
1	組織・受注プロセス.....	6
2	規程・マニュアル・教育.....	7
3	内部通報制度.....	8
4	コンプライアンス意識.....	8
5	その他.....	9
IV	提言.....	9
1	組織・受注プロセス.....	9
2	規程・マニュアル・教育.....	9
3	コンプライアンス意識.....	10

I 本委員会の設置の経緯及び目的等

1 本委員会の設置の経緯

2004年10月5日、住友重機械工業株式会社（以下「住友重機械」という。）は、国土交通省関東地方整備局、東北地方整備局及び北陸地方整備局（以下あわせて「三地整」という。）並びに旧日本道路公団（以下「JH」という。）が発注する鋼橋上部工事の受注に関して、あらかじめ受注会社を決定するとともに、当該受注予定会社が受注できるような価格等で応札を行う旨他の事業者と合意したとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）違反の疑いにより公正取引委員会の立入調査を受けた。この後2005年5月24日に住友重機械は、検察庁による強制捜査を受け、同年6月15日、東京高等裁判所に起訴された。

2005年9月29日、住友重機械は、公正取引委員会より、既に談合行為は行っておらず今後も行わないことを確認すること、独占禁止法遵守のための教育や施策の一層の充実を図ること、を主な内容とする排除勧告を受け、同年10月11日応諾した。また、2006年3月24日には5億1348万円の課徴金納付命令を受け、全額を納付した。

2006年11月10日、住友重機械は、起訴事実を認めて東京高等裁判所から独占禁止法違反として罰金2億円の有罪判決を受け、罰金全額を納付した（以下「橋梁事件」という。）。

2006年3月28日、住友重機械は、国土交通省が各地方整備局（以下「各地整」とする）において発注する特定河川用水門設備工事について、受注価格の低落防止を図るため、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して同工事の取引分野における競争を実質的に制限したとして、公正取引委員会の立入調査を受けた。

2007年3月8日、住友重機械は、公正取引委員会より課徴金2757万円の納付命令を受け、全額を納付した（以下「水門事件」という。）。なお、排除措置命令については、住友重機械が同設備工事業から既に撤退していることが認められ、対象とはならなかった。

こうした中、2006年7月31日、住友重機械の株主1名は、橋梁事件当時住友重機械の取締役であった10名を被告として、橋梁事件により住友重機械に生じた損害に対して賠償を請求する株主代表訴訟を提起した。2010年7月1日、原告、被告10名、及び利害関係人として同訴訟に参加した住友重機械の間において、訴訟上の和解が成立し、上記株主代表訴訟は終了した。

上記の和解において、住友重機械は、社外の第三者を含む委員会を設置し、同委員会が橋梁事件及び水門事件の原因調査及び再発防止策の検証を行い、同委員会は、住友重機械に対して調査結果の報告と再発防止策の提言を行うこととされた。また、住友重機械は、同委員会から提言を受けた再発防止策を尊重し、自らが構築するコンプライアンス体制に組み込むとともに、提言内容及び実施する再発防止策を公表することとされた。

住友重機械は、上記の和解に従って、「官公需事業に関する独占禁止法遵守のためのコンプライアンス体制検証提言委員会」（以下「本委員会」という。）を設置した。

2 本委員会の構成

本委員会は、次に掲げる内部委員及び外部委員により構成された。その委員構成の特徴は、前記委員会設置の経緯に記載の通り、住友重機械の意向とは無関係に選任された企業外部の外部委員を含むところにある。そのような委員会構成によって、本委員会の第三者性が厳格に確保され、企業コンプライアンス体制の適否について、より厳密な検証を可能としたものである。なお、本委員会の委員長には、各委員の互選により、門田内部委員が選任された。

[内部委員]

委員長 門田 信雄（常勤監査役 現顧問）
別川 俊介（取締役 現代表取締役）
豊住 滋（常務執行役員 現常勤監査役）

[外部委員]

澤藤 統一郎（弁護士）
加藤 義樹（弁護士）
錦 徹（弁護士）

[サポート委員]

本委員会においては、澤藤外部委員の活動を補佐するため、以下のサポート委員が選任された。

佐藤 千弥（弁護士）
酒井 桃子（弁護士）

[事務局]

また、本委員会では、住友重機械法務室長を事務局長、内部統制本部主管、法務室主事を事務局員とする事務局が編成され、本委員会の運営の補佐に当たった。

3 本委員会の目的

本委員会の目的は、橋梁事件及び水門事件の原因調査と再発防止策の検証を行ったうえで、住友重機械に対して調査結果の報告と再発防止策の提言を行うことである。

II 本委員会における調査及び審議の状況

1 調査の方法

各事件の事実関係の調査は、基本的に刑事公判記録を基に行い、併せて取締役会議事録等の社内資料、事務局が作成した刑事公判記録目録等の補助資料を参照した。これらの資料によって不明な部分は、内部委員と外部委員の質疑応答の中で、内部委員が説明・補足し、その内容を精査した。

また、住友重機械のコンプライアンス体制に関する調査は、住友重機械におけるコンプライアンス体制の変遷及び現状について、外部委員が、内部委員及び本委員会事務局より資料の提供・説明を受けてその内容を精査した。

2 審議の状況

本委員会は、2010年9月21日に第1回が開催された後、2011年12月14日までに合計12回開催された。

III 住友重機械におけるコンプライアンス体制の検証

住友重機械では、橋梁・水門談合事件前より様々なコンプライアンス体制を整えてきた。また、各種の規程・プログラムを制定して法令の遵守や公正な競争を行うことを従業員に教育してきた。しかし、こうした活動にもかかわらず談合を未然に防止することができなかった。

住友重機械は、本事件の原因を、それまでも様々な制度を構築しながら、何故会社が見抜けなかったのかという「仕組み」と、何故談合担当者が談合組織から決別できなかったかという「意識」の視点から分析し、分析結果を、「組織・受注プロセス」「規程・マニュアル・教育」「内部通報制度」「コンプライアンス意識」の4つの項目に分類したうえで、①社内の意思決定プロセスに対してガバナンスを効かせようとする「上からの統制」、②他の従業員が違法行為を監視する「下からの統制」、そして、③従業員自身のコンプライアンスに関する理解と意識の浸透を図る「自分自身への統制」の視点から再発防止策を講じている。

本委員会は、こうした原因分析から再発防止策の策定に至る過程を含めて検証した結果、以下のような結論を得た。結果として橋梁事件以降の談合の根絶に向けた住友重機械における取組みは、事件発生当時と比較して、より充実したものになっていると評価できる。

1 組織・受注プロセス

- (ア) 橋梁事件・水門事件においては担当者だけでなく、事業部長の管理監督責任を問い、JH からの OB についても退職させ、事件以降は JH からの OB を受け入れていないことは適切な対応であったと評価できる。
- (イ) 住友重機械は、内部統制システム担当の組織であった「リスク管理室」(2004年8月迄)の体制が兼務者中心であったことがコンプライアンス問題の対処に関する推進力を失わせていたとの反省から、「リスク管理室」を「内部統制推進室」に改組し、専任の担当者を配置して、あらためてコンプライアンスの推進を図っていたが、更に、橋梁事件の発生を受け、2006年4月、同室を「内部統制本部」に格上げし、専任の役員を配置して、更に一層体制と権限を強化した。これら一連の対応については、会社のコンプライアンス推進体制にかかる組織的な対応力の強化として評価できる。
- (ウ) 住友重機械は、従来から民需の大型案件について契約面や採算面に焦点を当てた受注審査を行っていたが、官公需の個別案件の受注プロセスや応札条件の決定を事業部の営業部門に委ねていたことが、結果的に事業部門のトップが談合の事実を見逃すこととなったという反省を踏まえ、2005年8月官公需事業の営業活動に対し事業部のトップと本社部門がより積極的に関与する「受注コンプライアンス審査制度」の運用を開始し、2006年12月には同制度を社内規程化した。
- 受注コンプライアンス審査制度においては、事業部門の管理部門に加えて本社機構である内部統制本部においても審査する二重の審査体制を敷いていること、また、審査の際は、事業部長およびコンプライアンス担当役員がそれぞれ決裁者となっていることは、審査体制としてふさわしいものであると考えられる。
- また、コンプライアンス審査対象案件について、審査後の事後的な調査分析を可能にするため、審査情報及びその結果を応札結果とともに審査台帳にまとめ、一定期間保管することを義務付けており評価できる。
- (エ) 住友重機械は、上記「受注コンプライアンス審査制度」と共に、官公需営業部門の業務におけるコンプライアンス上の適正性をモニタリングするため、監査室において「受注コンプライアンス監査制度」の運用を開

始し、2006年12月には同制度を社内規程化した。

受注コンプライアンス監査制度においては、上記受注コンプライアンス審査の運用状況の他、コンプライアンス教育の状況、営業活動の状況、内部通報制度の周知徹底の状況等を監査し、その監査結果を取締役会に報告しており評価できる。

また、営業活動の状況の監査においては、営業日報等の作成等を義務付け、監査対象とすることで営業活動の透明性をチェックしており、それ自体が談合を許さないという会社のメッセージを営業担当者に伝える予防効果が期待できるうえ、談合の兆候を早期に発見することを可能にしている。

この他にも、落札率による分析等を行い、落札率が極めて高い案件については談合の恐れがないかという観点から事情を確認し、逆に落札率が一定率を下回る案件については不当廉売といった問題がないかどうかを確認するなどしており評価できる。

2 規程・マニュアル・教育

住友重機械は、橋梁・水門事件前から、企業行動憲章や倫理規程を制定して、入社時の導入教育・部課長の昇格教育の度に法令を遵守し、公正な競争を行うことを訴えてきた。また、「独占禁止法順守プログラム」を制定し、これを基に従業員に対して教育活動を行ってきた。

しかし、教育の内容が法令や規程の解説的なものにとどまり、実践的な内容が不足していたこと等から、従業員にとっては表面的な理解に留まり、従業員が問題に直面した際にどのように行動すべきかという具体的な行動規範やその教育が不足していたとの反省を踏まえ、橋梁事件後、同業他社との会合等の接触を原則として避けることを基本姿勢とし、会合等に参加する場合には必要性和健全性を十分確認することを主な内容とする「同業他社との接触に関する規範」を制定する等、独占禁止法遵守のために必要な規程を整備している。

同様に受注コンプライアンス審査制度、受注コンプライアンス監査制度についても必要な社内規程が整備され、これらの規程は厳格に運用されていると評価できる。

また、「独占禁止法順守プログラム」及び「コンプライアンスマニュアル」を従業員の理解がより深まるものに改訂し、全役員、全管理職および生産職を除く全従業員にあらたに配布した。「独占禁止法順守プログラム」はコンパクトでありながら情報量が豊富であり、「コンプライアンスマニュアル」は、会社の業務全般に関わるコンプライアンス上のチェックポイントをわかりやすくまとめられており、内容が充実していると評価できる。加えて、講習会やeラーニングを通じて独占禁止法の遵守教育を毎年行っており、従業員の理解を深めるための方策を工夫しながら実施していることは評価できる。

3 内部通報制度

住友重機械は、平成10年から内部通報窓口を設けていたが、設置当初の説明以降、従業員への教宣が繰り返し十分には行われていなかった。また、通報先が社内限定されていたこと、利用案内文書に硬さがあり従業員が敷居の高さを感じる等の問題があり、利用が少なかったとの反省を踏まえ、顧問弁護士を通報先とする外部の通報窓口の追加や、社内イントラネット上の「倫理ホットライン」の利用案内や操作画面等を従業員が利用しやすいように平易な内容に改める等の改善を行うとともに、調査の際には匿名性が確保されるように細心の注意を払っていること等を周知して従業員のより積極的な利用を促した。また、eラーニングやコンプライアンス浸透度調査を通じて、従業員に同制度を周知した。

この結果、住友重機械における内部通報の件数は増加している。但し談合についての通報例はない。

4 コンプライアンス意識

住友重機械では、毎年度初めに社長が各事業所を巡回し、コンプライアンスの重要性を訴えてきた。また、従業員に対して行う教育の場面でも頻繁にコンプライアンスや企業倫理に関する説明を行ってきた。しかし、談合に関与していた担当者は、組織から脱会すれば事業が継続できなくなることを恐れ、談合が必要悪であるという認識でメンバーの役割を引き受け続けたものであり、残念ながら会社の取組みはこのような従業員の誤った意識を変えるには至らなかった。

住友重機械は、これらの反省を踏まえ、前述のように組織体制の強化、受注審査・監査制度の適用、規程・マニュアル等の改定・新設、内部通報制度の改善等の施策を強化したが、更にコンプライアンスに対する本人の自

覚を促すため、監査役を除く全役員及び全管理職に対し、独占禁止法を遵守すると共にこれに違反した場合は懲戒処分の対象となる旨の誓約書を徴収した。

また、「コンプライアンス浸透度調査」として、コンプライアンスに対する意識と理解の浸透度を調査確認するため、毎年全ての従業員に対し無記名式のアンケートを実施している。これは、住友重機械独自の取り組みで、聞き取りの項目も充実しており、調査の集計及び分析結果について、全取締役が参加する執行責任者会議に報告されているなど評価できる。

5 その他

なお、住友重機械は、橋梁・水門談合事件後、同事業から撤退しており、現在同事業における談合の素地は実質的になくなっている。

IV 提言

本委員会は、住友重機械の再発防止策に対し上記の評価を行い、これらの既実施されている取組みを今後も継続していくと共に、日常的なモニタリングを遺漏なく実施していくことが重要であり、そのためには、責任者や担当者の交替があっても変わらぬ制度整備が必要と考える。

また、取組みのいくつかについて補足的措置の導入や、運用の改善を行えばより効果的な制度の構築が可能であるとの認識の下に、以下の提言を行う。

1 組織・受注プロセス

- (ア) 人事管理における予防の側面から、官公需製品の営業担当部署における従業員の人事ローテーションを検討すること
- (イ) 住友重機械は、官公需営業部門において関連する官公庁のOBを採用する際には、営業活動への関与をさせないとする運用を今後も継続すること。
- (ウ) 受注コンプライアンス審査・監査に携わる内部統制本部スタッフ、監査スタッフについては、OJTや教育を通じ、事実の解明、その分析を含む審査・監査能力の維持、向上に努めること。

2 規程・マニュアル・教育

- (ア) 現在使用されている資料・マニュアル等の教育資料は、解説や行動の指針として評価できるが、今後作成する資料についてもより一層従業員が理解

しやすく、具体的な行動に結びついた内容になるよう工夫すること。

- (イ) 講習においては、単なる講義形式では受講生が受身になりがちであることから、受講者が能動的に講習に参加できるような工夫を講じていくこと。また、理解の確認のためのテストを取り入れた e ラーニングを今後も実施していくこと。

3 コンプライアンス意識

従業員に対するコンプライアンス浸透度調査を今後とも継続して行い、調査の集計、分析を通じて、更なるコンプライアンス意識の向上を図っていくこと。

以上